

6 取組の柱と事業体系

現行プログラム

〔基本理念〕

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らして生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。(※)

〔基本方針〕

発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行ったための体制の充実

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

共生社会の実現に向けた取組の推進

〔取組の柱、事業・取組〕

- 早期発見のための取組・体制の充実**
 - ①保護者への普及啓発
 - ②要観察児及び保護者への支援
 - ③乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施
 - ④5歳児を対象とした支援
 - ⑤発達障害診療医療機関の周知
- 療育・訓練体制の充実**
 - ①こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門研修の実施
 - ②こども療育センターの外来療育教室の充実
 - ③こども療育センターの発達障害児受入体制の整備
 - ④地域における療育の充実に向けた専門研修等の実施
 - ⑤発達障害診断後の家族への研修の実施
- 保育園等・幼稚園・学校及び地域における支援の充実**
 - 【保育園等】
 - ①発達障害児基礎研修会等の実施
 - ②発達支援コーディネーターの養成
 - 【幼稚園・学校】
 - ①専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施
 - ②特別支援教育に係る指定校への支援
 - ③校内の指導体制の充実
 - ・特別支援教育コーディネーターの養成
 - ・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用
 - ・特別支援教育体制充実検討会議の開催
 - ④管理職への理解・啓発の推進
 - ⑤特別支援教育アシスタント事業の実施
 - 【地域】
 - ①発達障害者社会的スキル訓練の実施
 - ②発達障害者生活訓練の実施
 - ③コミュニケーション支援の充実
 - ④余暇活動等を支援するボランティアの育成
 - ⑤交流の促進【新規】
 - ⑥災害時における発達障害者への支援の周知
- 就労支援の充実**
 - ①就労に向けた生活訓練の充実
 - ②発達障害者就労準備支援の実施【終了】
 - ③関係機関の連携による就労支援の充実
 - ④企業に対する普及・啓発【新規】
- 相談支援の充実**
 - ①相談支援事業所の周知
 - ②発達障害者相談支援従事者研修の実施
 - ③相談窓口用聴き取りシートの作成・導入【新規】
 - ④ペアレントメンター制度の実施【新規】
 - ⑤発達障害者オープン相談の場の運営
 - ⑥継続した支援を行うためのツールの活用
 - ⑦関係機関の連携による支援の実施【終了】
 - ⑧情報提供の充実
- 発達障害についての理解の促進と社会的障壁の除去の推進**
 - ①啓発イベントの実施
 - ②市職員、公共施設等職員、企業等職員への啓発研修の実施
 - ③発達障害者家族の集い等の開催【移動】
 - ④パンフレット等の作成・配布
 - ⑤情報発信
 - ⑥障害者差別解消法の周知【新規】

(※)広島市障害者計画〔2018-2023〕における基本理念

次期プログラム(案)

〔基本理念〕

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らして生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する。(※)

〔基本方針〕

発達障害を早期発見し、速やかに適切な支援を行ったための体制の充実

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援

共生社会の実現に向けた取組の推進

〔取組の柱、事業・取組〕

- 1 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実**
 - ① 保護者への普及啓発
 - ② 要観察児及び保護者への支援
 - ③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施
 - ④ 5歳児を対象とした支援
 - ⑤ 発達障害に関する診療機関等の周知
- 2 療育・支援体制の充実**
 - ① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実
 - ② こども療育センターにおける発達障害児の療育・支援体制の充実
 - ③ 地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等
 - ④ 発達障害診断後の家族への支援
- 3 保育園等・幼稚園・学校における支援の充実**
 - (1) 保育園等
 - ① 発達障害児基礎研修会等の実施
 - ② 発達支援コーディネーターの養成
 - (2) 幼稚園・学校
 - ① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施
 - ② 特別支援教育に係る指定校への支援
 - ③ 校内の指導体制の充実
 - ④ 管理職への理解・啓発の推進
 - ⑤ 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業の実施
- 4 地域生活支援及び就労支援の充実**
 - ① 日常生活の質の向上につながる支援
 - ② コミュニケーション支援の充実
 - ③ 交流の促進
 - ④ 災害時における発達障害者への支援の促進
 - ⑤ 関係機関の連携による就労支援の充実
 - ⑥ 市職員、公共施設等職員、企業等従業員への啓発研修等の実施【再掲】
 - ⑦ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化【再掲】
 - ⑧ 強度行動障害を有する者への支援体制の整備【再掲】
- 5 相談支援の充実**
 - ① 相談支援事業所の周知
 - ② 相談支援事業所等における相談支援の充実
 - ③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入
 - ④ 発達障害者家族の集い等の開催
 - ⑤ ペアレントメンター制度の実施
 - ⑥ 発達障害者オープン相談の場の運営
 - ⑦ 継続した支援を行うためのツールの活用
 - ⑧ 情報提供の充実【再掲】
 - ⑨ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化【新規】
 - ⑩ 強度行動障害を有する者への支援体制の整備【新規】
- 6 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進**
 - ① 啓発イベントの実施
 - ② 市職員、公共施設等職員、企業等従業員への啓発研修等の実施
 - ③ 小冊子等の作成
 - ④ 情報提供の充実
 - ⑤ 障害者差別解消法等の周知

(※)次期広島市障害者計画〔2024-2029〕(案)における基本理念